明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令（内閣府・総務・文部科学・経済産業一）　一
〔省　令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（総務九六）　二
○独立行政法人宇宙航空研究開発機構に関する省令の一部を改正する省令（総務・文部科学一）　三
〔告　示〕
○町を市とする処分の件（総務三九六）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四六六）　四
○農薬を登録した件（農林水産二四四七、二四四八）　四
○農薬を再登録した件（同二四四九）　四
○農薬の登録が失効した件（同二四五〇）　四
○エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十四条の規定に基づき、登録調査機関の事業所の変更の届出があった件（経済産業二五〇）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一三〇八）　六
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（同一三〇九）　六
○航空情報を提供する場所を定める告示の一部を改正する件（同一三一〇）　六
○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（同一三一一）　七
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定に基づき、特定原子力施設を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する件（原子力規制委四）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一九四、一九五）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局二二三、二二四）　八
○自動車専用道路に関する件（九州地方整備局一五四）　八
○道路に関する件（同一五五、一五六）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　外務省　九

〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、愛知同二～八、山口同二～四、徳島同二、香川同三、四、大分同四）　九
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建築士免許取消関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　二六
会社その他　二九

府令・省令

内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項の規定に基づき、並びに同法及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）を実施するため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令を次のように定める。

平成二十四年十一月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
文部科学大臣　田中眞紀子
経済産業大臣　枝野　幸男

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務運営に関する命令

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（以下「機構法」という。）第十八条第一項第一号に規定する学術研究に関する事項

二　機構法第十八条第一項第二号に規定する基礎研究及び基盤的研究開発に関する事項

三　機構法第十八条第一項第三号に規定する人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発に関する事項

四　機構法第十八条第一項第四号に規定する人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発に関する事項

五　機構法第十八条第一項第五号に規定する成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項

六　機構法第十八条第一項第六号に規定する民間事業者の求めに応じた援助及び助言に関する事項

七　機構法第十八条第一項第七号に規定する施設及び設備の供用に関する事項